

# 平成26年度事業計画書

自 平成26年4月 1日  
至 平成27年3月31日

公益社団法人全国柔道整復学校協会（以下「本協会」という。）平成26年度事業計画を次のとおり策定する。

## I 事業

本協会の目的を達成するため、次の事業を実施する。

### [i] 公益事業として

1. 「柔道整復師専科教員認定講習会を実施し、柔道整復師の知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業」
  - (1) 柔道整復教育の資質の向上と計画性のある教員養成を図るため、厚生労働大臣が指定する柔道整復師専科教員認定講習会を東京及び大阪で実施する。
2. 「教員研修会の実施を通じて柔道整復に関する知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業」
  - (1) 教員の資質の向上を図るため第56回教員研修会を北海道で実施する。
  - (2) その他教員等の資質向上のための調査研究を実施する。
3. 「教員研修会の発表者に対し研究助成を行うことを通じて知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業」
  - (1) 教員研修会の質の向上のため、教員研修会発表に必要な研究に対する助成を実施する。
4. 「柔道大会の開催を通じて柔道整復に関する知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業」
  - (1) 柔道整復師の基本理念である柔道の発展向上を期し、試合を通じて、全国柔道整復師養成施設の親和と協調を図るとともに、地域住民等に対し健康柔（やわら）体操を教授・普及し、もって国民の健康や体育増進を図るため第47回柔道大会を福岡で実施する。
5. 「柔道整復に関する広報活動を通じて柔道整復の普及啓発を目的とする事業」
  - (1) 柔道整復師を広く周知し、質の高い柔道整復師の養成を図り、国民の保健衛生の向上に寄与するため、リーフレット「柔道整復師の世界」を作成し、全国の高等学校・大学、行政機関、関連団体及び全国職業

安定所等に配布する。

- (2) 国民に広く柔道整復師を周知するためにホームページを充実整備し、広く情報提供を実施する。

6. 「調査研究活動の実施を通じて柔道整復に関する実態を把握し、学校教育の向上に寄与する事業」

- (1) 入学生の動向等に関する調査分析を行う。
- (2) 学生の手技の向上のため、人体モデル（骨折モデル等）の実用化に向け、研究・開発を行う。
- (3) 卒後臨床研修体制の推進のための方策を検討する。
- (4) 柔道整復師養成施設の「職業実践専門課程（仮称）」の認定に向けた対応を検討する。
- (5) 学校の運営改善等を図り、延いては柔道整復師の教育向上に資するため、学校運営改善等助成事業のあり方を検討する。

[ii] 収益事業

1. 柔道整復に関する教科書監修事業

- (1) 教科書、参考書等の内容検討、改訂等を実施する。

[iii] 会員相互扶助事業

1. 表彰活動を通じて柔道整復に関する普及啓発を行う事業

(1) 優秀学生の表彰

各学校別に特に優秀な学生に対し、その努力を讃え、学生の士気向上を図るため本学校協会会長から表彰する。

2. 機関誌の発行を通じて柔道整復に関する普及啓発を行う事業

- (1) 会員校等の相互の情報の共有を図るとともに、「柔道整復師」に関する知識を広く周知するため、「会報」を年間4回発行する。

3. その他の会員相互扶助事業

- (1) 会員校の中途廃止等により学生生徒の勉学に支障を生じないよう転入学等の経費に関する基金の創設を検討する。

(2) 関係団体等との協力に関する事業

（公財）柔道整復研修試験財団、日本柔道整復接骨医学会（平成26年4月一般社団法人登録予定）、（公社）日本柔道整復師会のほか行政機関および関係業界団体等との情報交換等相互協力、連携強化を図る。

[iv] その他

その他本協会の目的達成のために必要な事業の実施

## Ⅱ. 会議等

本協会の会務執行に関する運営上の審議、協議機関及び本協会長の諮問、建議機関等は次のとおりとする。

- (1) 通常総会 平成26年6月に開催する。
- (2) 臨時総会 必要に応じて開催する。
- (3) 理事会 原則として年10回開催する。
- (4) 委員会 次の各委員会は事業計画等に基づき開催する。
  - ①教員研修等委員会
  - ②教科書委員会
  - ③制度委員会
  - ④柔道委員会
  - ⑤専科教員認定講習会試験委員会
  - ⑥広報委員会
  - ⑦助成事業検討等委員会
- (5) 会員協議会 原則総会開催時に併せて開催する。

－ 以上 －